

令和8年2月27日 開会

令和8年 第1回

寒河江市議会定例会議案

寒 河 江 市

目 次

1	議第 4 号	寒河江市教育委員会委員の任命について	1
2	議第 5 号	令和 7 年度寒河江市一般会計補正予算（第 1 4 号）	別冊
3	議第 6 号	令和 7 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
4	議第 7 号	令和 7 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
5	議第 8 号	令和 7 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
6	議第 9 号	令和 7 年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
7	議第 1 0 号	令和 8 年度寒河江市一般会計予算	別冊
8	議第 1 1 号	令和 8 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算	別冊
9	議第 1 2 号	令和 8 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
10	議第 1 3 号	令和 8 年度寒河江市介護保険特別会計予算	別冊
11	議第 1 4 号	令和 8 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算	別冊
12	議第 1 5 号	令和 8 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算	別冊
13	議第 1 6 号	令和 8 年度寒河江市水道事業会計予算	別冊
14	議第 1 7 号	令和 8 年度寒河江市下水道事業会計予算	別冊
15	議第 1 8 号	令和 8 年度寒河江市立病院事業会計予算	別冊
16	議第 1 9 号	寒河江市課制条例の一部改正について	2
17	議第 2 0 号	寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	4
18	議第 2 1 号	一般職の職員の旅費に関する条例及び特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について	1 1
19	議第 2 2 号	寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	2 9
20	議第 2 3 号	寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	3 3
21	議第 2 4 号	寒河江市柴橋地区コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について	3 9
22	議第 2 5 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	4 1

議第4号

寒河江市教育委員会委員の任命について

寒河江市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月27日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

記

鈴木智香子（敬称略）

理由

寒河江市教育委員会委員に欠員があるため、新たな委員の任命について議会の同意を求めようとするものである。

議第19号

寒河江市課制条例の一部改正について

寒河江市課制条例（平成18年市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月27日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

寒河江市課制条例の一部を改正する条例

寒河江市課制条例（平成18年市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 土地利用に関すること。

第2条第3号中ア及びイを削り、ウをアとし、エをイとし、同条第9号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 都市計画に関すること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

みらい協働課において、まちづくりに関する計画策定業務が完了することから、事務分掌を従前の部署に移管することに伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第 20 号

寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

寒河江市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 29 年市条例第 6 号）の一部
を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 27 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次の1号を加える。

- (4) 前2号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。次項第4号ア及び第5項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）

第9条第2項第2号中「2,000円以上24,500円までの」を「66,400円を超えない」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 前項第4号に掲げる職員 前2号の規定にかかわらず、次のア及びイに掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額とする。

ア 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

イ アに掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2号に掲げる額

第9条第5項中「自動車等」を「自動車等及び駐車場等」に改める。

別表第1行政職給料表の表中

「

86	270,900	311,200	362,000			
87	271,200	311,500	362,400			
88	271,500	311,800	362,800			

89	271,800	312,100	363,000		
90	272,100	312,400	363,400		
91	272,400	312,700	363,800		
92	272,700	313,100	364,200		
93	273,000	313,200	364,300		

」を

「

86	270,900	311,200	362,000	403,900	416,500
87	271,200	311,500	362,400	404,300	416,800
88	271,500	311,800	362,800	404,600	417,000
89	271,800	312,100	363,000	404,900	417,200
90	272,100	312,400	363,400	405,300	417,500
91	272,400	312,700	363,800	405,600	417,800
92	272,700	313,100	364,200	405,900	418,000

93	273,000	313,200	364,300	406,200	418,200
----	---------	---------	---------	---------	---------

」に

改める。

別表第2 医療職給料表（二）の表中

「

78	269,700	306,300	344,100	366,100	
79	270,000	306,500	344,500	366,300	
80	270,200	306,800	345,000	366,600	
81	270,400	307,100	345,500	367,100	
82	270,700	307,400	345,800	367,400	
83	271,000	307,700	346,000	367,700	
84	271,200	308,000	346,300	368,000	
85	271,400	308,200	346,700	368,400	

」を

「

78	269,700	306,300	344,100	366,100	410,700
79	270,000	306,500	344,500	366,300	411,000

80	270,200	306,800	345,000	366,600	411,300
81	270,400	307,100	345,500	367,100	411,600
82	270,700	307,400	345,800	367,400	411,900
83	271,000	307,700	346,000	367,700	412,200
84	271,200	308,000	346,300	368,000	412,500
85	271,400	308,200	346,700	368,400	412,800

」に

改め、同表医療職給料表（三）の表中

「

86	301,000	328,400	367,000	386,500
87	301,500	329,400	367,800	387,100
88	302,000	330,400	368,600	387,700
89	302,500	331,300	369,100	388,000
90	303,000	332,300	369,700	388,500
91	303,500	333,300	370,400	388,900

92	304,000	334,400	371,000	389,200	
93	304,500	335,200	371,400	389,800	

」を

「

86	301,000	328,400	367,000	386,500	416,300
87	301,500	329,400	367,800	387,100	416,700
88	302,000	330,400	368,600	387,700	417,100
89	302,500	331,300	369,100	388,000	417,500
90	303,000	332,300	369,700	388,500	418,000
91	303,500	333,300	370,400	388,900	418,400
92	304,000	334,400	371,000	389,200	418,800
93	304,500	335,200	371,400	389,800	419,200

」に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

山形県人事委員会勧告等を踏まえ、通勤手当の見直しを行い、職員の勤務成績に応じた昇給機会を確保する観点から給料表について号給の増設を行うため、所要の改正をしようとするものである。

議第 2 1 号

一般職の職員の旅費に関する条例及び特別職に属する者等の旅費、
費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

一般職の職員の旅費に関する条例（昭和 2 9 年市条例第 8 号）及び特別職に属
する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和 2 9 年市条例第 9
号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

一般職の職員の旅費に関する条例及び特別職に属する者等の旅費、
費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の旅費に関する条例(昭和29年市条例第8号)の一部を
次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 内国旅行の旅費

第1節 交通費(第8条—第12条)

第2節 宿泊費等(第13条—第15条)

第3節 転居費等(第16条—第18条)

第3章 外国旅行の旅費(第19条)

第4章 雑則(第20条—第28条)

附則

第2条第3号中「在勤庁」を「在勤庁(常時勤務する在勤庁のない場合又は
任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)が認
める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」に改め、
同条第5号を次のように改める。

(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺
族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第2条第6号中「並に」を「並びに」に改め、同号を同条第7号とし、同条
第5号の次に次の1号を加える。

(6) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事

実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

第2条に次の1号を加える。

- (8) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下「旅行者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。

第3条第1項中「出張した」を「出張し、又は赴任した」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- (4) 職員が出張のため外国旅行中に退職等となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員
- (5) 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつたときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

第3条第5項を次のように改める。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条第6項中「から第4項まで」を「、第2項及び第4項」に、「概算を」を「概算払を」に、「概算払い」を「概算払」に、「任命権者が」を「規則で」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「前条の」を「次の各号に掲げる」に、「任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）」を「当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第2項中「任命権者」を「旅行命令権者」に、「出来ない」を「できない」に改め、同条に次の4項を加える。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令票又は旅行依頼票（以下「旅行命令票等」という。）に、規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令票等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令票等に記載又は記録をしなかつた場合には、速やかに旅行命令票等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。
- 6 旅行命令票等の記載事項及び様式は、規則で定める。

第5条を次のように改める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

第6条中「旅費は」を「旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてその種目及び内容に基づき」に、「の旅費により」を「によつて」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この条例及び規則で定めるところによる。

第7条及び第8条を削る。

第9条第1項中「による」を「に係る」に、「受けようとする者」を「受けようとする旅行者」に、「受けた者」を「受けた旅行者」に、「者は」を「もの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は」に、「請求書」を「請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）」に、「書類」を「資料」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

第9条第2項中「者は」を「旅行者は」に、「5日以内」を「10日以内」に改め、同条に次の5項を加える。

3 前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納しなければならない。

4 旅費の支出又は支払をする者は、その支出し、又は支払つた概算払に係る

旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて請求することができる。

6 前項の規定により電磁的方法による請求が行われたときは、当該旅費の支出又は支払をする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに請求したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

第9条を第7条とする。

第2章を次のように改める。

第2章 内国旅行の旅費

第1節 交通費

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他の規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限

る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（規則で定める者に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1項に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（規則で定める者に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（規則で定める職員が移動する場合には、最下級の直近上位の級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（車賃）

第11条 車賃は、自家用自動車を使用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 当該移動に係る路程に応じた費用

(2) 前号に掲げる費用以外の費用であつて、当該移動に直接要する費用

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる費用は、自家用自動車を使用して移動する全路程を通算して計算し、その額は、1キロメートルにつき22円とする。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶、航空機及び自家用自動車以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4

号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第2節 宿泊費等

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「法」という。)及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号。以下「令」という。)第9条本文の規定により国家公務員等に支給される宿泊費の額を基準として規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、規則で定める特別な事情に該当すると任命権者が認める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該

宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、法及び令第11条の規定により国家公務員等に支給される宿泊手当の額を基準として規則で定める1夜当たりの定額とする。

第3節 転居費等

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、法及び令第12条の規定により国家公務員等に支給される転居費の額を基準として規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場

合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第3章を第4章とし、同章の前に次の1章を加える。

第3章 外国旅行の旅費

第19条 渡航雑費、死亡手当その他の外国旅行の旅費の支給については、法の規定を準用する。ただし、法の規定により難い事項に関しては、任命権者の定めるところにより支給するものとする。

第4章を次のように改める。

第4章 雑則

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅行依頼の旅費)

第22条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（第11条第1項第1号に掲げる費用を除く。）及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項第2号及び第3号並びに第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（車賃（第11条第1項第1号に掲げる費用に限る。）及び宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第24条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えて旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費について、旅費の全部又は一部を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定めるところにより支給することができる。

(旅費の特例)

第25条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、こ

の条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

- 2 任命権者は、地方公務員法第22条に規定する条件付採用期間中の職員がその期間中にその意に反して退職となつた場合において、退職の通達を受けた日から14日以内に出発して帰住するときは、規則で定めるところにより計算した旅費を支給するものとする。

(旅費の返納)

第26条 旅費の支出又は支払をする者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則（次項において「条例等」という。）の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者が条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、旅費の支出又は支払をする者は、前項に規定する返納に代えて、当該旅費の支出又は支払をする者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

- 3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(任命権者の監督)

第27条 任命権者は、この条例の適正な執行を確保するため、旅行命令権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

(規則への委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続、旅費の種目及び内容に係る細則その他この条例の施行に関し必要な事

項は、規則で定める。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別表第1及び別表第2を削る。

(特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和29年市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項第1号」を「同項第1号」に、「第3号」を「同項第3号」に改め、同条第3項中「日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に、「別表第1」を「別表第1及び別表第2」に改める。

第3条第1項第3号中「第4号」を「次号」に改め、同条第3項中「第1項第1号」を「同項第1号から第3号まで」に、「市長、第2号及び第3号に掲げる者にあつては副市長、第4号」を「前条第1項に掲げる特別職に属する者、第1項第4号」に、「第10条、第11条、第11条の2及び別表第1」を「第8条から第15条まで」に改める。

第4条第1項中「又は第3条第1項」を「若しくは前条第1項」に、「日当その他の実費」を「旅費」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の旅費の額は、一般職の条例の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「宿泊料定額」を「宿泊費」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

内国旅行の旅費

区分	宿泊費
市長、 副市長 及び教 育長	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）並びに国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第9条及び第21条第2項の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第11号に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員（別表第2において「指定職の職務にある者」という。）に支給される宿泊費に相当する額

備考

- 1 市長、副市長及び教育長に係る鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の条例第8条第1項第5号中「特別車両料金（規則で定める者に限る。）」とあるのは「特別車両料金」と、同条第2項中「最下級」とあるのは「最上級」と、一般職の条例第9条第1項第4号中「特別船室料金（規則で定める者に限る。）」とあるのは「特別船室料金」と、同条第2項中「最下級（規則で定める職員が移動する場合には、最下級の直近上位の級）」とあるのは「最上級」と、一般職の条例第10条第2項中「最下級」とあるのは「最下級の直近上位の級」と読み替えた額とする。
- 2 市長、副市長及び教育長に係る車賃、その他の交通費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費の額は、一般職の職員の例による。

別表第2

外国旅行の旅費

区分	旅費
市長、副市長及び教育長	国家公務員等の旅費に関する法律及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令の規定により指定職の職務にある者に支給される旅費に相当する額

備考 この表により支給する旅費及び費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行（附則第4項において「施行日以後の旅行」という。）について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の一般職の職員の旅費に関する条例（次項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する任命権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する任命権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第

- 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第 3 条第 1 項から第 4 項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 施行日以後の旅行のうち令和 9 年 3 月 3 1 日までに出発する旅行に係る新条例第 1 1 条第 2 項の規定の適用については、同項中「2 2 円」とあるのは、「2 9 円」とする。
- 5 新条例第 2 6 条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合に適用する。
- 6 第 2 条の規定による改正後の特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- (規則への委任)
- 7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

理 由

国家公務員の旅費制度の改正等を鑑み、職員等に対して支給する旅費について見直しを行おうとするものである。

議第 2 2 号

寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部改正について

寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年市条例第24号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月27日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例等の一部を改正する条例

(寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成26年市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に該当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断及び臨時の健康診断

第23条第2項中「修了した保育士」を「修了した保育士（山形県が法第

18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は山形県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）」に改める。

第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項及び第47条第1項中「保育士」を「保育士（山形県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は山形県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」に改める。

（寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

（寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「保育士」を「保育士（山形県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は山形県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」に改める。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

（寒河江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部改正)

第4条 寒河江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(令和7年市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第22条第1項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「山形県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は山形県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第 2 3 号

寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の
一部改正について

寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例（平成 1 2 年
市条例第 4 0 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例（平成12年市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「次の各号に」を「次に」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 寒河江百貨店

第3条第1項中「午前9時30分から午後9時30分まで」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 寒河江百貨店及び寒河江市美術館 午前10時から午後7時まで

(2) 前号に掲げる施設以外の施設 午前9時30分から午後9時30分まで

第4条第1項中「別表1及び別表2」を「別表第1から別表第4まで」に改め、同項ただし書を削り、同条の次に次の1条を加える。

(レンタルオフィスの公募等)

第4条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、レンタルオフィスを引き続き1月以上使用する者について、公募するものとする。

2 前項の規定によりレンタルオフィスを引き続き1月以上使用しようとする者は、申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請した者のうちから、次の各号のいずれかに該当するものを選定し、使用を許可する。

(1) 本市を拠点に、新規に事業を開始しようとする者

(2) 新分野展開又は事業転換により、本市を拠点に事業を行おうとする者

(3) その他市長が特に認めた者

4 前項の規定により選定された者がレンタルオフィスを使用できる期間は、1年以内とする。

5 レンタルオフィスの使用の許可は、当該レンタルオフィスの使用を開始した日から起算して2年を超えない範囲内において更新することができる。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

第6条第1項中「第4条」を「第4条及び第4条の2」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 許可に付した条件に違反したとき。

第6条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要と認めるときは、使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

第7条第1項中「別表1及び別表2」を「別表第1から別表第4まで」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、第4条の2の規定による許可に係るレンタルオフィスの使用料は、毎月末日までに翌月分を納付するものとする。ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたるときの4月分の使用料は、市長の指定する日までに納付するものとする。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、第2号については、寒河江百貨店を除く。

第11条中「直ちに」を「速やかに」に改める。

第15条第2項第2号中「業務」を「業務（第4条の2第3項の規定による許可を除く。）」に改め、同条第4項中「別表」を「別表第1から別表第4まで」に改める。

第16条を次のように改める。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表2を別表第3とし、別表1を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1

区分		基本使用料				季節加算額
		午前	午後	夜間	全日	
		午前10時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午前10時から午後7時まで	
寒河江百貨店	レンタルオフィス1	1,000円	2,000円	1,000円	3,700円	200円
	レンタルオフィス2	1,000円	2,000円	1,000円	3,700円	200円
	レンタルオフィス3	1,000円	2,000円	1,000円	3,700円	200円
	レンタルオフィス4	1,000円	2,000円	1,000円	3,700円	200円
	201会議室	1,000円	2,000円	1,000円	3,700円	200円
	202会議室	1,000円	2,000円	1,000円	3,700円	200円
	203会議室	1,000円	2,000円	1,000円	3,700円	200円
	204会議室	1,000円	2,000円	1,000円	3,700円	200円

レンタルキ ッチン	2,000円	4,000円	1,500円	7,200円	200円
--------------	--------	--------	--------	--------	------

備考

- 1 7月15日から8月31日まで及び11月15日から3月31日までの期間の使用料は、基本使用料に季節加算額を加えた額とする。
- 2 季節加算額は、それぞれの基本使用料に加算するものとし、全日の使用にあつては、季節加算額に3を乗じて得た額を加算するものとする。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4

区分		基本使用料（月額）
寒河江百貨店	レンタルオフィス1	8,900円
	レンタルオフィス2	8,900円
	レンタルオフィス3	8,900円
	レンタルオフィス4	8,900円

備考 使用期間が1月に満たない場合の基本使用料の額は、その月の使用日数を基礎として日割によって算出した額とする。この場合において、算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 センターの利用の申請その他のセンターの利用に関して必要な手続は、この条例の施行前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

理 由

寒河江百貨店の設置に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第24号

寒河江市柴橋地区コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について

寒河江市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（令和元年市条例第17号）第2条に規定する寒河江市柴橋地区コミュニティセンターに係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第21号）第5条第1項の規定により、別紙のとおり指定する。

令和8年2月27日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

- 1 施設 の 名 称 寒河江市柴橋地区コミュニティセンター

- 2 指定する団体の名称 寒河江市大字柴橋1988番地の6
特定非営利活動法人 しばはし地域づくり委員会
理事長 安食 彦之

- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものである。

議第 2 5 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
(昭和 3 7 年法律第 8 8 号) 第 3 条の規定により、幸生辺地及び田代辺地に係る
公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

総合整備計画書

山形県 寒河江市 幸生辺地
(辺地の人口 2 1 8 人、面積 4 7 . 3 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称
寒河江市大字幸生
- (2) 地域の中心の位置
寒河江市大字幸生字トンデン 1 0 9 番 2
- (3) 辺地度点数 1 7 2 点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

幸生辺地は市の中心部とは遠距離にあり、葉山山系の南面を流れる熊野川沿いに集落をなし、地形上他のいずれの集落とも遠距離にあるところから文化的、経済的に生活上不便を来しており、地域での生活需要は市中心部に依存している現状である。したがって、辺地内における公共的施設を整備し、住民の福祉や利便性の向上を図る必要がある。

(1) 観光施設整備

寒河江市葉山市民荘は、林業を振興し、市民の健康増進とレクリエーションに供することを目的とした施設であるが、施設内の蛍光灯および白熱灯が経年劣化により一部点灯しなくなっており、また、令和 8 年末で蛍光灯の生産が禁止となることから、LED 照明器具に交換工事を行うものである。

葉山登山道（畑コース）は、辺地中心点から北に位置する葉山市民荘近くを登山口とする主要な登山コースであるが、くるぶしまで沈み込む程のぬかるみ箇所が複数存在し登山の安全性や快適性が損なわれているため、安全な登山環境を確保し登山初心者や家族連れの誘客に寄与する目的から木道の設置整備を行うものである。

(2) レクリエーション施設整備

令和 3 年 3 月に閉校した幸生小学校の利活用の一環として体育館をスケートボード等の練習場として試験的に使用してきたが、体育館のトップライトが破損し雨漏りが生じていることから、利用者の安全性の確保および利便性の向上のため、体育館のトップライト改修工事を行うものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで5年間（第10期計画） （単位：千円）

事業 施設名	区分 主体	事業費	財源内訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
観光施設整備	市	54,451	26,538	27,913	27,900
レクリエーシ ョン施設整備	市	9,878	0	9,878	9,800
合 計		64,329	26,538	37,791	37,700

総合整備計画書

山形県 寒河江市 田代辺地
 (辺地の人口147人、面積15.2km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称
寒河江市大字田代
- (2) 地域の中心の位置
寒河江市大字田代字前田代280番1
- (3) 辺地度点数 164点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

田代辺地は、葉山山系の南面を流れる実沢川、赤沢川沿いに集落が形成され、市の中心部から遠距離にあり、地形上いずれの集落とも隣接していない状況にある。地域での生活需要は市中心部に依存しており、日常生活上不便を来していることから、辺地内における公共的施設を整備し、住民の福祉や利便性の向上を図る必要がある。

(1) 水路施設整備

留場大堰は地域住民が農業を営むために必要不可欠なかんがい用水路であるが、水路等の経年劣化により破損等危険な状態となったため、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る目的から水路及び法面の整備等を行うものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで5年間(第11期計画) (単位:千円)

事業 施設名	区分 主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
水路施設整備	市	13,000		13,000	13,000
合計		13,000		13,000	13,000

理 由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、幸生辺地及び田代辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定しようとするものである。